

契 約 書

支出負担行為担当官 復興庁会計担当参事官 大野秀敏（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人再生可能エネルギー推進協会 代表理事 佐藤茂夫（以下「乙」という。）との間に下記条項により、「新しい東北」先導モデル事業（食とエネルギーの循環を活用した戦略的農業ビジネス展開事業）に係る契約を締結する。

記

（契約金額等）

第1条 本契約の名称及び金額等は、次のとおりである。

- 1 契約件名 「新しい東北」先導モデル事業（食とエネルギーの循環を活用した戦略的農業ビジネス展開事業）
- 2 内 容 別紙仕様書のとおり
- 3 契約金額 3,768,232円（消費税及び地方消費税含む。）
- 4 契約期間 契約締結日から平成27年3月31日まで
- 5 契約保証金 全額免除する。

（権利又は義務の譲渡又は承継）

第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合、又は事前に甲の承諾を得た場合にあっては、この限りではない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、債権の譲渡を受ける者（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行う場合において、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は甲に対する承諾の依頼を行ったときにあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対する請求債権について、譲渡対象債権と相殺する権利を有し、その他乙に対抗することができる事由をもって丙に対抗することができること。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を丙以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、

その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、履行場所、契約金額その他の契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて、乙が丙に債権の譲渡を行った場合においては、甲による弁済の効力は、官署支出官復興庁会計担当参事官（以下「支出官」という。）が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、同令に定めるセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（再委託の制限）

第3条 乙は、本契約の全てを第三者（以下「再委託者」という。）に一括して再委託してはならない。

2 乙は、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託者に再委託することができる。この場合、乙は、あらかじめ再委託者の氏名又は名称、住所、委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲又は甲の指定する者に提出し、甲の承認を受けなければならない。

なお、乙は、甲から承認を受けた内容を変更しようとする場合、又は再委託者が更に再委託する場合についても同様に甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、本契約の一部を再委託する場合には、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。

4 乙は、本契約の一部を再委託する場合には、本契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託者と契約を締結しなければならない。

（監督）

第4条 甲は、本契約内容の適正な履行を確保するため、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第1項の規定に基づき、甲の指定する職員をもって監督に当たらせることができる。

（検査）

第5条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく、甲又は甲の指定した職員（以下「検査員」という。）にその旨を通知し、本契約内容の適正な履行を確保するため、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の規定に基づく甲の検査を受けなければならない。

2 検査員は、前項の報告を受けたときは、直ちに検査をしなければならない。

3 前項による検査の結果、不合格のものについては、検査員の指示に従い、

遅滞なく手直しをして再検査を受けなければならない。

4 検査に要する費用は、乙の負担とする。

(検査結果の通知)

第6条 甲は、前条による検査を完了したときは速やかに乙に通知しなければならない。

(代金の請求及び支払)

第7条 乙は、前条の通知を受けたときは、代金を支出官に請求するものとする。

2 支出官は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に当該代金を支払わなければならない。

(遅延利息)

第8条 支出官は、約定期間内に代金を支払わない場合は、約定期間の末日の翌日から現に支払をする日までの日数（以下「遅延利息の計算の基礎となる期間」という。）に応じ、当該未払金額に対し年利2.9%を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、天災地変等やむを得ない事由による場合には、当該事由の継続する期間は、約定期間又は遅延利息の計算の基礎となる期間に算入しないものとする。

(危険負担)

第9条 第6条に規定する検査通知を受領する以前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。

(瑕疵に対する乙の責任)

第10条 乙から甲に納入された成果物にその引渡しから1年以内に瑕疵が発見されたときは、乙は甲からの請求に基づきその瑕疵を是正するための役務の再提供を行うものとする。

2 前項において乙が負うべき責任は、第5条の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第1項の規定にかかわらず、業務完了の報告又は成果物の瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことができる期間は、引渡しを受けた日から1年とする。

4 甲は、業務完了の報告又は成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該瑕疵の是正の請求をすることができない。ただし、乙がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りではない。

5 第1項の規定は、業務完了の報告又は成果物の瑕疵が別紙仕様書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第11条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負契約額につき、遅延日数に応じ、年利5.0%の割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰すべき事由により、履行期限までに履行しなかったとき。

(2) 乙が債務の本旨に従った履行をしなかったとき。

(3) 前条に該当する場合において、本契約の目的を達することができないとき。

(4) 乙又は乙の代理人若しくは使用人に不正行為があったとき(第15条の場合を除く。)

(5) 甲が、合理的な事由により、解除の必要があると認めたとき。

2 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 甲がその責めに帰すべき事由により、約定期間までに代金を支払わなかったとき。

(2) 甲が債務の本旨に従った履行をしなかったとき。

(違約金)

第13条 甲は、前条第1項第1号から第4号までの規定により、本契約の全部又は一部を解除した場合には、契約金額に100分の10を乗じて計算した金額を違約金として徴収することができる。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(損害賠償)

第14条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により、第12条第1項第1号から第4号までの事由に該当する場合には、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定は、第12条第2項第1号及び第2号の事由に該当する場合において、乙が甲に請求するときに準用する。

(談合等の不正行為)

第15条 談合等の不正行為に関する契約条項については、別に定める「談合等の不正行為に関する特約条項」(別添1)によるものとする。

(秘密の保持)

第16条 乙、その代理人及び使用人は、本契約の履行上知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならず、保有個人情報の取扱いに関する特約条項（別添2）について、了解するものとする。

2 前項の規定は、第3条第2項の場合において、再委託者に準用する。

(暴力団の排除)

第17条 暴力団の排除に関する契約条項については、別に定める「暴力団排除条項」（別添3）によるものとする。

(関係法令上の責任)

第18条 乙は、作業に従事する使用人に対する雇用者及び使用者として労働基準法、労働安全衛生法その他同従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって管理し、甲に対し責任及び迷惑を及ぼさないものとする。

(専属的合意管轄)

第19条 本契約に関する訴えは、東京地方裁判所の専属的管轄に属するものとする。

(紛争の解決)

第20条 本契約に疑義が生じた場合又は本契約書に明記してない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(補則)

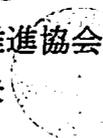
本契約を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年5月1日

甲 東京都港区赤坂1-9-13
支出負担行為担当官
復興庁会計担当参事官 大野 秀 敏



乙 埼玉県加須市花崎北2-16-1 E305
特定非営利活動法人再生可能エネルギー推進協会
代表理事 佐藤 茂 夫



談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除等)

第1条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙若しくは乙の代理人の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条の規定による刑の容疑から公訴を提起されたとき、又は乙若しくは乙の代理人（乙若しくは乙の代理人の役員若しくは使用人を含む。）独占禁止法第89条及び第95条第1項第1号の規定による刑の容疑から公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の

規定による課徴金納付命令を行い、当該課徴金納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該課徴金納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙若しくは乙の代理人の役員若しくは使用人が刑法第96条の6若しくは同法第198条の規定による刑が確定したとき、又は乙若しくは乙の代理人(乙若しくは乙の代理人の役員若しくは使用人を含む。)独占禁止法第89条及び第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7項の規定による課徴金納付命令を行い、当該課徴金納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該課徴金納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第3条 乙は、前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わない場合には、当該期日を経過した日から現に支払をする日までの日数に応じ、違約金に対し年5%の割合で計算した額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

以上

保有個人情報の取扱いに関する特約条項

1 個人情報に関する秘密保持の義務

乙（乙の代理人又は使用人を含む。以下同じ。）は、個人情報に関する秘密保持の義務を負う。また、乙は、個人情報を第三者へ提供するなど漏えい等が発生することのないよう管理しなければならない。

2 再委託の制限又は条件

乙は、甲が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。

なお、再委託する場合にあっては、乙は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 個人情報の複製等の制限

乙は、契約業務に必要な範囲を超えて個人情報の加工、利用、複写、複製等をしてはならない。

4 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応

乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合には、直ちに甲へ報告するとともに、甲等の指示に従わなければならない。

5 業務終了後における個人情報の消去及び媒体の返却

乙は、業務終了後、直ちに個人情報の消去及び甲に対する媒体の返却を行わなければならない。なお、乙は、個人情報の消去の方法について、甲へ報告するものとする。

6 違反した場合における契約解除その他必要な事項

甲は、乙が記載事項に違反した場合には、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

以上

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

1

2

(下請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

仕様書

1 件名

「新しい東北」先導モデル事業
(食とエネルギーの循環を活用した戦略的農業ビジネス展開事業)

2 事業の目的・背景

復興推進委員会の「『新しい東北』の創造に向けて(中間とりまとめ)」(平成25年6月)(以下「中間とりまとめ」という)を踏まえ、「東日本大震災復興推進調整費」を活用して、被災地の復興に向けた取組を加速化するため、「『新しい東北』先導モデル事業」(以下「本事業」という。)を創設した。

本事業は、「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先導的な取組を育て、被災地での横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくため、被災地の住民や団体の発意による、「新しい東北」に資する先導的な幅広い取組を公募し、支援することをねらいとするものである。本事業では、プロジェクトの立ち上がり段階における、専門家派遣や実証事業、関係者の合意形成等、ソフト分野を中心とした取組について、国による調査として実施することで、様々な取組を包括的に支援する(詳細は下記の業務内容参照)。

3 業務内容

伊達市霊山町小国地区(飯館村と山一つ隔てた地理的位置)は原発事故によって放射線量が局地的に高くなった地域が存在したため、放射性物質の影響を受けにくいよう、表土除去による除染した耕作地、汚染のない土壌(培養土)の利用、さらに土壌を使わない栽培方法(養液栽培)を取り入れて、特長のある地域農産物を栽培し、それらを加工品として製造販売する。また農産物残渣、加工食品残渣、資源作物などから製造したバイオガスや廃食油から製造したBDFをハウス暖房等に用いることで経費を削減する。

具体的には、下記3つの事業に取り組む。

- (1) 小国ブランド農産物栽培事業
- (2) 小国ブランド加工食品製造事業
- (3) エネルギー燃料・肥料製造事業

(1) 小国ブランド農産物栽培事業

表土除去による除染した耕作地、汚染のない土壌（培養土）の利用、さらに土壌を使わない栽培方法（養液栽培）を取り入れて、特長のある地域農産物を栽培する。

具体的には、以下の内容を行うこととする。

- ・ ナツハゼの栽培。
- ・ 畑わさびを収穫し漬物等の試作製造に使用。
- ・ 6月に播種、10月に収穫した大豆で加工食品（豆腐、ずんだ餅、枝豆アイスクリームなど）を試作製造。
- ・ ビニールハウスを使って高糖度トマトやミニキュウリの栽培に取り組む。
- ・ 平成25年度に霜里農場から指導を受けた有機栽培法に基づいた土づくりに取り組む。
- ・ 専門家（福島学院大学杉浦准教授）から、ナツハゼ等の栽培指導を受ける。

(2) 小国ブランド加工食品製造事業

小国ブランド農産物栽培事業で栽培した地域農産物を加工品として製造販売する。

具体的には、以下の内容を行うこととする。

- ・ 豆腐試作製造、ずんだ餅試作製造、枝豆アイスクリーム試作製造
- ・ 青トマトピクルス商品化
- ・ りんご酢、桃酢の試作製造
- ・ りんご酢、桃酢のピクルス試作製造
- ・ 畑わさび漬物試作製造
- ・ 陸前高田市で小国ブランド加工品を販売してもらうと同時に、陸前高田市の事業者が商品化したものを小国地区で販売する事業の検討

(3) エネルギー燃料・肥料製造事業

農産物残渣、加工食品残渣、資源作物などから製造したバイオガスや廃食油から製造したBDFをハウス暖房等に用いることで経費を削減する。

具体的には、以下の内容を行うこととする。

- ・ 畜糞のメタン発酵処理によるバイオガス製造

- ・ 農産物残渣（大豆等）、加工食品残渣（枝豆殻、おから等）のメタン発酵処理によるバイオガス製造
- ・ 廃食油からのBDF製造
- ・ BDF製造工程副産物（グリセリン）のメタン発酵処理によるバイオガス製造
- ・ エネルギー資源作物（デントコーン）の栽培とそれを使ったメタン発酵処理によるバイオガス製造
- ・ バイオガスのハウス暖房への利用
- ・ 意見交換会の開催

4 履行期限

平成27年3月31日を履行期限とする。

5 成果物

(1) 調査報告書（紙媒体5部及びCD-R2部）

具体的には、以下の内容を含めることとする。

- ・ 小国ブランド農産物栽培事業の成果
- ・ 小国ブランド加工食品製造事業の成果
- ・ エネルギー燃料・肥料製造事業の成果

等

※ 報告書には、最低限次の要素を含めることとする。

- ・ 実施した取組の目的
- ・ 実施した取組の内容
- ・ 実施体制（体制・役割分担）
- ・ 実施スケジュール
- ・ 今年度の取組成果や活動を踏まえた課題、改善点
- ・ 今後の活動見込み

※ 当庁は本報告書の一部または全部をホームページに掲載することが出来るものとし、請負者はこの点を念頭において報告書を作成するとともに、報告書内に転載資料がある場合には必要に応じて著作権者の承諾を得る等の作業をするものとする。

なお、転載資料の著作権者の承諾を得ることが出来ない場合には、当該資料を除いたバージョンの電子ファイルを別途作成するものとする。

6 業務体制・進行方法

(1) 全体スケジュール

- ① 請負者は、事業開始後おおむね4～5か月を経過した時点で取組の進捗状況を報告すること（報告の日時及び報告様式は別途指示）。
- ② 請負者は、平成27年3月31日までに、本仕様書に示す作業を全て完了し、検査を受けて合格すること。
- ③ 前項を実現するためのスケジュールについて、当庁と協議の上で策定すること。
- ④ 作業の経過、進捗状況等について遅延が認められた場合は速やかに当庁に報告するとともに、対応策を提示すること。

(2) 業務の実施体制

- ① 実施体制図（主な実施主体、担当責任者等）を提出すること。
- ② 担当者の異動や病気等により実施体制図の変更が生じる場合は、その旨を速やかに当庁へ書面にて報告し、承認を得ること。なお、代行する者は業務に支障をきたさないようにすることができる者を担当させること。
- ③ 当庁が、担当者に十分なコミュニケーション能力がないと判断した場合は、早急に担当者を変更すること。
- ④ 本業務の円滑な運営を図るため、請負者は当庁との連絡を密にして本業務を行うこと。

(3) 業務の再委託について

- ① 請負者は、本契約を履行するにあたり、本契約の全部を一括して再委託してはならない。
- ② 請負者は、本契約の履行において、本契約の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、事前に再委託先の住所、名称、再委託を行う業務範囲、再委託を行う必要性、再委託先に対する管理方法その他、当庁の指示する事項について記載した書面を提出し、当庁の承認を得なければならない。
- ③ 当庁は、本契約の適正な履行の確保のために必要があると判断したときは、請負者に対し、さらに本契約の履行体制等について書面による報告を求めることができる。
- ④ 請負者は、前項により報告を求められた場合には、速やかに当庁に対して報告をしなければならない。

7 その他特記事項

(1) 全般

- ① 本仕様書は、請負者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものである。し

況を、検
こと。
報告

たがって、本仕様書に記述していない事項であっても、本事業を行うために必要な作業を請負者は実施するものとする。また、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、当庁と協議の上決定するものとする。

- 速や
支障
、早
を行
- ② 請負者が行う提案や報告及び相談等は基本的に書面をもって実施し、内容について当庁の承認を得ること。
 - ③ 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、及び個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。

(2) 瑕疵担保責任について

- して
要性
業務
示す
は、
るこ
て報
。し
- ① 請負者は、本事業に関して提供したサービス又は納品物の瑕疵について、提供から1年までの間、担保の責を負わなければならない。
 - ② 請負者は、本納品物の瑕疵が請負者の故意又は重大な過失に基づく場合は、前項の定めに関わらず、当庁が瑕疵を発見したときから1年間、担保の責を負わなければならない。
 - ③ 当庁は、前項の期間において、瑕疵のあるサービス又は納品物について、請負者に相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し、または修補とともに損害賠償の請求をすることができる。
 - ④ 当庁は、請負者が提供したサービス又は納品物の瑕疵のために、契約をした目的を達することができないときは、契約の解除をすることができる。

(3) 著作権等の取り扱い

- ① 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、当庁が保持するものとする。
ただし、次のア、イについて、いずれも遵守することについて請負者から書面で届け出があり、当庁が了承した場合には、当庁は譲り受けないものとする。
ア. 請負者は、当庁が本事業に係る著作権が公共の利益のために特に必要があるものとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該著作権を実施する権利を当庁に許諾する。
イ. 請負者は、当該著作権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該著作権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、当庁が著作権の利用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該著作権を実施する権利を第三者に許諾する。
- ② 成果物に含まれる請負者又は第三者が本事業以前に権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作

物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

(4) 守秘義務

- ① 請負者は、本事業の実施により知り得た当庁に関わる情報は、第三者に漏洩してはならない。
- ② 請負者は、本事業終了時に保有する当庁に関する情報について、それらが記載されている媒体全てを復興庁に提出するものとする。ただし、提出が困難と考えられる場合は、当庁と協議の上、その対応を決定するものとする。

以 上